

夫婦同氏強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて、民法における差別的規定の早期改正を求める会長声明

1 二つの最高裁大法廷判決

2015年12月16日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、夫婦同氏制を定める民法第750条について、夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではないこと、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法24条の趣旨に照らして合理性を欠くとは認められない等を理由として、違憲ではないと判断した。

一方、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項については、立法不作為の違法は認めなかったものの、2008年当時において、100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとして、憲法第14条第1項及び同第24条第2項に違反するとした。

2 再婚禁止期間について

民法第733条第1項が女性のみにも再婚禁止期間を設けていることは、その期間を100日間に短縮したとしても父性の確定が科学的に可能である現在、合理性がなく、規定自体を撤廃すべきである。しかしながら、判決を受けて法務省は、運用として女性の再婚禁止期間を100日に短縮して取り扱うことを決めた。更に、再婚禁止期間を100日に短縮する改正案を今国会にも提出する方針を示している。このような100日に短縮する運用や改正案では、女性に対する差別を解消することにはならず、差別を固定化するものにほかならず妥当ではない。

3 夫婦同氏制について

また、民法第750条が定める夫婦同氏強制が、違憲ではないと判断したことは、極めて不当である。夫婦同氏強制は、憲法第13条及び同第24条第2項が保障する個人の尊厳、同第24条第1項及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条第1項及び同第24条第2項が保障する平等権を侵害するものである。

5名の裁判官（うち3名の女性裁判官全員）は、民法第750条は憲法第24条に違反すると判断した。

岡部喜代子裁判官（櫻井龍子裁判官及び鬼丸かおる裁判官が同調）は、夫婦同氏強制により、96%が夫の氏を称していることから、個人識別機能に対する支障や自己喪失感などの負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、夫婦同氏

制が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示している。また、通称使用が可能であるとはいえ、通称は公的な文書では使用できない場合があり、夫婦同氏制のため、婚姻をためらう事態まで生じさせている現在、夫婦別姓を全く認めないことに合理性が認められないと指摘している。

4 家族法における差別的規定の改正の必要性

法制審議会は、1996年「民法の一部を改正する法律案要綱」を決定し、男女とも婚姻適齢を満18歳とすること、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。

また、2008年、国連自由権規約委員会が民法第731条について、2009年には、女性差別撤廃委員会が、これらの規定に加えて夫婦同氏を強制する民法第750条について、日本政府に対し重ねて改正するよう勧告を行ってきた。

しかし、法制審議会の答申から19年、女性差別撤廃条約の批准から30年が経つにもかかわらず、国会は、上記各規定を放置してきたものである。

山浦善樹裁判官は、1996年の法制審議会の答申以降相当期間を経過した時点において、民法第750条が憲法の諸規定に違反することが国会にとっても明白になっていたと指摘している。

多数意見も、選択的夫婦別氏制を不合理と判断したわけではなく、国会で議論されるべきとしている。

5 結語

よって、当会は、国に対し、民法第750条について選択的夫婦別氏を認めるよう改正すること、及び同第733条を撤廃することを速やかに実現することを強く求める。

2016年（平成28年）1月20日

千葉県弁護士会

会 長 山 本 宏 行